

英國革命における社會層

——革命史研究序説——

越 智 武 臣

一 問題の所在——革命史研究の經過

一般に革命史學の動向も時代傾向の變化とともに動いていくものであるということは英國革命の場合においても例外ではなかつた。各時代の問題意識は、たえず新しい觀點を革命の解釋に導入し、革命史の隠された祕密を照破した。革命像は時代とともにヨリ豊かに彫塑されてきたといえるのである。^①ところでまた、革命の評價は、一應時代傾向とは別個に、各人の政治的態度によつても、もちろん區々でありうる。トリー、ウィッグ的なかつての正統派的解釋と並んで、社會主義的革命解釋の早生果を發見しうるのはこのためであり、逆もまた妥當する。そして、いずれにしてもわれわれには、現在これを正しく評價し直してみるだけの具體的な素材を提供しているといえよう。が、ここで暫く、われわれの課題である革命史研究の現動向に注目するとき、まず純學說史的に言えば、今日われわれに周知の英國革命の圖式が、わけでも今世紀前半、とくにロンドン大學を中心とする「テューダー研究」の輝かしい成果として豫見されたものであることを見逃すわけにはいかない。^②ボラードに始まり、とくにトリー學派の諸業績によつて一旋回をとげた一連のテューダー社會

經濟史の研究は、革命への展望においてもまた、かつてのトリー、ウィッグ史觀を克服することにおいて、今日では反つてヨリ「正統説」の名に價するのである。^③しかも社會主義的觀點から、ヨリ深く革命基礎過程の分析に迫つたトリー學派の特徴は、労働黨の成長を歸結した過去五〇年の英國政治意識の發展とも無關係ではなく、英國革命を以て「ブルジョワ革命」の先蹤として把握した階級史觀との接近は、まずこのようにして社會主義史學の確立においてもたらされた。かつて秀れたウィッグ史家であつたガーディナーの、革命史家なるがゆえの薄幸な生涯とその理念史的な學說とは、現在の幅廣い英國革命史研究の動向からみればすでに一つのエピソードであるに過ぎない。^④「だが、かくて得られた知識を利用して、これを統一あるものにもたらし、その規模と内容とにおいて、ガーディナーの業績に比肩しうるだけの仕事は今までのところまだなされていない」^⑤とヒルは考える。たしかに、ロンドン學派は少數の例外を除いては、その敘述を多くまだ革命の門戸において止めているのである。だが、過去五〇年のこの研究成果を汲みながら、なおテンタティブなものではあるが、革命史の新しい圖式構成はなされねばならず、また事實これを試みたものがあるとすれば、それはほかならぬ英國においては、まずこのマルクス主義史家ヒル自身の功に歸せられなければならない。さきにわれわれが「周知の英國革命の圖式」と呼んだものは、とりも直さず現在わが國の學界にも支配的なこのヒルの見解を指すものにほかならない。ところで、ここに若干の問題が起つてくる。まず第一の點は、ヒルがほかならぬトリー的正統説の成果の上に、その革命の圖式をいかに構成したかということである。試みにわれわれの關心に従つて、問題を革命前夜の土地問題に限定するとき、ヒルの所説が専らトリー説の敷衍ないし再論の域をでるものでないということは一應斷定して差支えない。革命前期の土地所有及び經營形態の型を類別しつつ彼はいう。「一般に再編することのもつとも難しかつたのは大規模な分散所領であつて、ただ中規模の土地所有者のみが個人的な利益とその所領管理の技術的な可能性とをもつていた」^⑥と。ここにいう前者が具體的には王室、貴族、大ジェントリー、總じて彼のいわゆる「後進的地主」backward landownersの

範疇に屬するものであることは彼の數多の行論の中に明らかである。これに反して、中産的な土地所有者、すなわち彼のいう「進歩的ジェントリー」こそは價格革命とテューダー王朝期の土地移讓の社會的結果を摘み取りながら、その土地經營においても明らかに資本主義的な方向を志向した。英國革命とはまさしく後者によつて前者の征覇されていく過程、政治的には「進歩的」階層たる議會派の「寄生的封建的地主層たる」王黨派に對する勝利、地理的には先進地東南部の後進地西北部に對する鬭争にほかならなかつた^⑦。といへば、もはや指摘するまでもなく、以上の圖式が、私が舊稿においても明らかにしたように、就中いわゆる「トーニーズ・イングランド」——一六世紀英國社會のトーニー的構成——の再生複寫であることは見易いところであらう^⑧。ヒルにおいて廣汎な原史料の驅使をみる所論が見當らない限り、彼の所說にしばしば見えるトーニーからの引用は、一應これが字義通りを意味していたとみてまず大過ない。トーニーの經濟史的範疇は、そのままヒルによつて革命政治史の説明へと高昇されたのである。この點、やはりトーニーに據りつつ、ヒルを援用したかのドッズの革命解釋もほぼ同斷であるといわなければならない^⑨。

ところで問題となるのは、一體トーニー自身が自己のシェーマのこのような革命政治過程への延長と適用とについて、どのような態度をとっているかであるが、周知のようにトーニー自身は革命自體に關しては積極的なモノグラフをもつていない。ただ、彼がドッズの問題作『資本主義發展の研究』の書評に寄せて、次のような見解を述べていることは注目に價する。『一七世紀英國の政治的事件が（中略）古典的ブルジョワ革命のあらゆる特徴を備えていた』（ドッズ——筆者）という周知の論題を論ずることはここではできないが、今ではこの尊敬すべき論題も本書で敍べられている以上に、ヨリ識別力ある敍述に價しているのだ、ということを尋ねてみることは許されよう。政治的破局をひき起すに際して、經濟的利害の演ずる役割はドッズ氏が考えているほど單純なものではない^⑩（傍點筆者）と。そしてわれわれが一言附加することが許されるとすれば、これは同時にヒルに對する批判であるとみても差支えないのである。すなわちここに暗示せられてい

るものは、經濟史的範疇論の圖式的・直線的な政治史解釋への高昇、經濟史と政治史との安易な整合に對する一種の警告であるといえよう。とすれば、トーニー的正統説の繼承形態としてのヒルないしドップの革命解釋とこの正統説との一種の乖離はいかに解釋さるべきなのか。このこと自體、差當つてはわれわれにとつて重要な問題であるが、問題の所在をヨリ具體的にするため一應論述を先に進めておこう。

さて、革命前史ないし革命史研究の流れには以上の正統説およびその發展形態と並んで、憲政史研究の傳統があることは改めて指摘するまでもなからう。これもまた主としてロンドン學派を中心とするものであるが、むしろこの流派はポラードからニールへと繼受されていく線である。ニールのエリザベス朝議會史に關する研究^⑩が革命史の展望にとつても、どのような光を投げかけるかは暫くおくにしても、最近の革命史研究に實證的成果を提示したものは、むしろこの憲政史研究の分野であつたといつて過言でない。あたかもニール、ネイミアという議會史研究史上の二大高峰間の空隙を埋めるかのように、近時公にせられたブランドン・ベニングトンの「長期議會」に關する研究^⑪がその一つであり、續いて公刊せられた同じく「長期議會」に關するキーラー女史の大著^⑫とともに、最近の革命研究史上での二大收穫であつたことは論をまたない。しかも興味あることは、前書はとくに卷頭に添えられたトーニーの序文とともに、直接にはその結論部分においてヒルに對する批判を含んでいるという意味で、われわれの問題提起にとつても無關係ではない。いまその要點を摘記すればこうである。すなわちそもそもヒル的な在來の革命圖式によれば、すぐれて社會、範疇上の對抗として把えられた王黨派、議會派の性格については、長期議會下院議員の家系的な史料分析の關知する限り、「内亂と當時の經濟的變動との關連についての大膽な圖式の構成は許されず」そこに實證せられるものは、兩派のあらゆる局面における社會的、階級的類同性である^⑬。と。そしてむしろ、といふよりはまさにその故に、それぞれの黨派結合の契機としての「地方的、族的關係」local and family connections をこそ重視しなければならない、と主張される。いまトーニーの本書「序文」の言葉を

以て反復すれば「ここで強調せられているものは、政治組織の基礎を提供するに際して地方的感情の演じた重要な役割であつた」のである^⑩。といへば、われわれはここでもエリザベス朝議會史に關するニールの克明な地方主義的利害の描出を想起することであらうが、實證の結果はやはり同じ結論に到達した^⑪。キラーの詳細な傳記的研究とともに、われわれも予めトニーの次の言葉を念頭におきたいと思う。いわく、「本書の趣旨は王黨派と議會派の分裂は經濟的利害と社會的階級の差異にはほとんど關係がなかつたということである。本書に劣らず包括的な反證のあがるまでは、本書の結論は正しいものとされなければならない」^⑫と。革命をもつて王黨派と議會派の對立、しかもこれを「封建的」階級對「ブルジョワジー」の社會範疇上の鬭争と等置する「尊敬すべき傳説」venerable legend に對しては、彼はここでもまた著者とともにもその單純化を戒めるのである。この評言を先に引用した彼のドッグ批判のことばと照合されたい。だが、もつともわれわれとしては、指摘するまでもなく、以上の實證がただ長期議會下院構成員にのみ限られたものであることを認めなければならない。また結論部分におけるヒルへの批判においては、少くともベニングトンのいわゆる「社會範疇」social categories の理解の仕方については、理論的にはなお問題をのこしているといわなければならない^⑬。が、一方また單純に社會的範疇をもつて革命という政治史過程への直線的適用を試みる史觀に對しては、まず當面の段階における社會的範疇の檢討自體が先決問題であるとした著者の見解は、その實證的成果とあいまつて從來の革命史研究の盲點に重要な示唆を與えているものといわなければならない。私がここでとくにこのことを強調したのは、革命に對する經濟的利害を捨象することではもちろんなく、また以上の憲政史研究の結論を以てすべてがつくされているというのでもなく、いな逆に、經濟的階級的對立は正しく政治史の中に定立されなければならない點をこそ強調しておきたいがためである。さて、いくぶん錯雜したが、ここで以上の學說史を整理すれば次のようになるであらう。つまり、われわれがさきにトニーの正統說とその發展形態としてのヒルの革命史とのあいだに指摘した乖離は、換言すれば、革命史研究の二大分野たる經濟史研究と憲政史

研究とのあいだのギャップでもあつた、と。そしてトリー自身は少くとも自説の革命史解釋への援用についてはヨリ慎重であつた、と。

従つて、われわれの本稿における主目的も究極的には現在の學說史的水準において發見せられるこのギャップをどう考へるかということに向けられよう。しかも一方、トリー、ブランドン、ベニングトンらの考えるごとく、英國革命の基本的對立が通説に反して王黨派對議會派のなかにないものとすれば、果してそれは奈邊に求めらるべきであるのか。だがまた、基本的對立は事實としてこの兩者の間になかつたものであるのかどうか。そしてこれらの確證のうゑに立つて、總じて英國革命とは歴史的にはいかなる型として打ちだされ、それはいかなる社會的結果を爾後の史上に刻印するものとなるのか。これらの點こそ革命史研究の基本的命題として考察されなければならない論點である。ともあれ、われわれはまず革命當初における王黨派、議會派の具體的な史實認識から出發しなければならぬと思う。しかも從來の憲政史的研究の成果のように、それがただ單に國會構成員という革命勢力の表相にのみ限られてもならないのである。けだし在地における複雑な黨派結成のなかにこそ、革命の眞の底流は露呈されているのであり、この點、ノッティンガムシアの分析に捧げらる第二章は、以上の學說史的展望のいわばまず檢討の過程を意味している。なぜここでとくにノッティンガムシアを選んだかについては、行論の途次明らかとなろうが、就中この地方が第一次内亂の活舞臺であつたことを想起しておいてもらいたい。従つてここにたどられる革命の縮圖は多少とも全國的な妥當性をもつものと考えてよいのである。第三章はこのような黨派結成と在地の諸關係、とくに土地問題との關連をさぐるうとしたものであり、革命政治過程の上に、いわゆる「社會的範疇」の具體的な在り方を定着せしめようとしたものであるが、結果はまだ試論的な域にしか止まり得なかつた。が、それにして以上によつて、革命下におけるジェントリーならびにヨーマンリーの役割といった近時革命研究史上の一論争點に對して若干なりとも光をあて、併せてこれまで平行的無機的に把えられてきた經濟史・憲政史といった二大研究分野のあ

いだに何らかの架橋點を發見しえたとすれば幸いである。なお最後にヨーマンリーをもつて、一義的に革命勢力の基體と考えたわが國從來の學說史⁽⁸⁾に對しては、いまは以上の學說史的展望とわれわれの以下の行論が答えているというよりほかはないのである。

附言 なお現在提起されている學說史上の一見解に H. Trevor-Roper, *La révolution anglaise de Cromwell, une nouvelle interpretation* (Annales, Juillet-Septembre, 1955) があるが、彼のジェントリー論の延長とみられるその革命像の概要については、私はすでに舊稿において取上げた(『英國地主制の一考察——十六世紀ジェントリーの問題』「西洋史學」第二四輯参照)。その無方法性については暫くおくとして、實證の成果については現在ではヨリ多く攝取すべき面があると考えている。後述を参照せられたい。

二 黨派形成と社會層

——ノッティンガムシアにおける——

周知のように第一次英國革命は、一六四二年八月二二日、ノッティンガムにおけるチャールズ二世の舉兵に始まり、史上著名なマーストン・ムア、ネイズビーの大會戰を経つつ、しかも最後的には四六年五月九日、同州ニューアークの陥落をもつてその幕を閉じた。いわばノッティンガムシアは第一次内亂の終始をみたわけであり、しかも最後にはトレント河を距てた上記二大州市をそれぞれ議會派、王黨派といった對立陣營のなかに委ねることによつて、またこの二市を中心とする激しい攻防戰のゆえに、もつとも深刻な革命の波に洗われた。⁽⁹⁾ われわれがまずノッティンガムシアを分析の對象とする興味はこの點にあるといわなければならない。革命の黨派對立はここにおいてこそ、その典型的な姿態を露呈したと考えられるのである。が、一方またこのような兩派の對立と抗爭とは、程度の差こそあれ、他州にも現象したと考えてよく、この意味ではかのルーシー・ハッチンソンの『回想錄』の一句に、「ノッティンガムシアはその一例にすぎなかつた」⁽¹⁰⁾ of this

sort was Nottinghamshire とある表現は、われわれをしてある程度他州の事態についても、同地方の分析から一つの類比推論を立てうる可能性を残しているといえるのである。

さて、在地における黨派形成が具體的にどのような形態をとつたか、そしてまたそれが今日憲政史家が推論することくはたして在地においても社會階層とは無縁なものであつたかどうか、これらの點を確認することが本節の課題であるが、まずこれを檢證するための手續きとして、二つの方法を提示しておきたいと思う。その第一は、まず革命の緒戦に先立つて同州から王または議會に當てた若干の請願文書であり、これらの文書は革命の豫兆が州民にいかに関与せられていたかを示すとともに、その署名によつて特定社會層の特定な歸屬狀態を判別しようということ、第二には、事實地方において抵抗の焦點を形造つた「革命委員會」Committee の人的構成を分析することによつて、いわゆる議會派社會層のケルンを把握しようということである。

まず第一の點より見るに、その一つの史料は、一六四一年議會においていわゆる《Root and Branch Bill》の審議中に於いて、ノッティンガムシアから約一五〇〇名に達する「エスクワイア、ジェントルマン、ヨーマン」から成る該法案支持の請願があつたという事實、しかもこれに對して直ちに、貴族一、騎士五、聖職者一〇〇人をこえる署名反對請願があつたということ、二つには、四二年三月、ルーシーの『回想録』にもあるように、その夫ジョン・ハッチンソンを代表とする約四、五四〇名以上に上る騎士、ジェントルマン、自由保有農、freeholders、市長、市參事會員、その他ノッティンガム市民のヨークにおける王への請願の事實である。② 後者の内容は直接には王に對する議會復歸を勧めたものであるが、これに對しても、さらに七七名から成るジェントリーの反對運動があり、州代議士ジョンの父トーマス・ハッチンソンとロバート・サットンには王に従うよう召請が發せられている。③ なおヨークにおいては、同年五月一二日、王のジェントリー召集に呼應して「全く除外を受けた」自由保有農の反抗があり、續いてふたたびルーシーの『回想録』に生々しい同年八

月初旬の州知事 Lord-lieutenant ロード・ニューアーク並びに州執行官 Sheriff サー・ジョン・ディグビーの州兵器差押事件とかのジョン・ハッチンソンの活躍をみかけるのである。^④一體革命前夜の英國において、有效な軍事的目標をいずれが掌握するかについての兩派の抗争は、當時の英國が非武裝的狀態におかれていたという事實によつて、なお一層はげしいものがあつたが、——またこの意味においてかの「民兵法令」 Militia Ordinance (四二年三月) の緒戦に占める意義が評價されなければならない——ノッティンガムにおけるこの事件がそもそもこうした事件の一環として理解されることは附言するまでもなからう。そしてこの際またわれわれの見逃してはならない點は、王黨派ディグビーらの兵器差押えに反對して、この日ノッティンガム市廳舎の周圍につめかけた群集のなかに、やはり地方のジェントルマン層とともにまた多數の自由保有農が見かけられたという事實である。これらは何を語るものであろうか。もちろんこれらの請願及び一連の事件の中に、直ちに地方における王黨派に對する議會派の意識的な結集と分裂を讀みとることは行過ぎてゐる。そこにはかのハッチンソン自身の言葉にもあるように、むしろ「事件はわれわれ自身に關わるもの、われわれの妻子と財産、すべてが州の安全に關わる」といつた一種の地方主義が、しかも「州のこの地方」 that part of the county といつたヨリ限定された意味での地方主義が、目前の利害と表裏しながら複雑に抜きがたく絡み合つていたことを認めねばならない。^⑤在地における革命への起動は想像するほどに容易なものでもなく、また整然としたものでもなかつたのである。が、それにしてもこれらの事件を通じて、われわれには少くとも一つのことだけははつきりと確認することができる。すなわちここに見えるジェントルマン層の兩派への分裂については、これを暫く地方主義といつた漠然たる利害の總體に歸するにしても、ただヨーマンとくに自由保有農に代表されるこの社會階層だけは、終始ここに反王派の利害を代表している、ということである。「當時この地方のジェントリーの大部分は議會を離れた。中産層 the middle sort の大部、堅實な自由保有農は(中略)議會についた」^⑥とあるルーシーの言葉はこの關連において、まず目撃者の言として字義通りを意味していたと

考えて差支えないのである。そしてまたこの表現をウースターシアにおける同様なバックスターの敘述と對比せよ。われわれはこの現象がほぼ全國的な妥當性をもつていたといつて大過ないのである。ウエストミンスター⁽³⁰⁾の歸趨はいざ知らず、少くとも地方においては、憲政史家の豫測に反して當面の反王的勢力がまず自由保有農にだけはその確固たる階層的⁽³¹⁾地盤を見出したことは以上によつて明らかであろう。

ところで、地方における革命への動きが少くとも自由保有農を除いては當初分裂と逡巡を繰返したことは以上のごとくであるが、結局去就に迷つた大衆、ことにジェントリー層をも最後の二者擇一に迫いやつたものがあるとすれば、それは同年九月五日の議決、いわゆる「犯罪者」⁽³²⁾ delinquents の所領沒收に關する議會の布告であつたと考えられる。ガーディナーによれば「これこそイングランドをして二陣營への分裂を完成したものであつた。」⁽³³⁾事實一〇月二三日、かのエッジヒルの會戰にはノッティンガムシアはすでに畫然たる兩派への分裂を露呈しており、かくて四二年暮から翌年春にかけてノッティンガム周邊にも革命の鼓動は急速に切迫する。四二年一月一日まずノッティンガムシアを含むいわゆる「中部連合」Midland Association が形成せられ、同時に地方の革命委員會が発足する。革命史上この地方委員會のもつ革命的意義については、從來とかく強調されるところが少なかつたが、そもそも議會との連繫の上に地方における革命の組織と軍の編成、ことに王黨派所領の國家管理＝差押え sequestration に集中される經濟的強權をも發動しえたという意味において、この委員會こそはヨリ深く地方の抵抗の結節點を形成したものであつた。⁽³⁴⁾ 先にも注意したごとく、委員會こそはまさしく在地革命のトレーガーとして出現したのである。いまノッティンガムシアに關するそのメンバーをあげれば第一表のごとなる。⁽³⁵⁾ なおこれらを含め、王黨派および議會派の該地方における大體の分布圖を示せば左圖のような結果をうる。

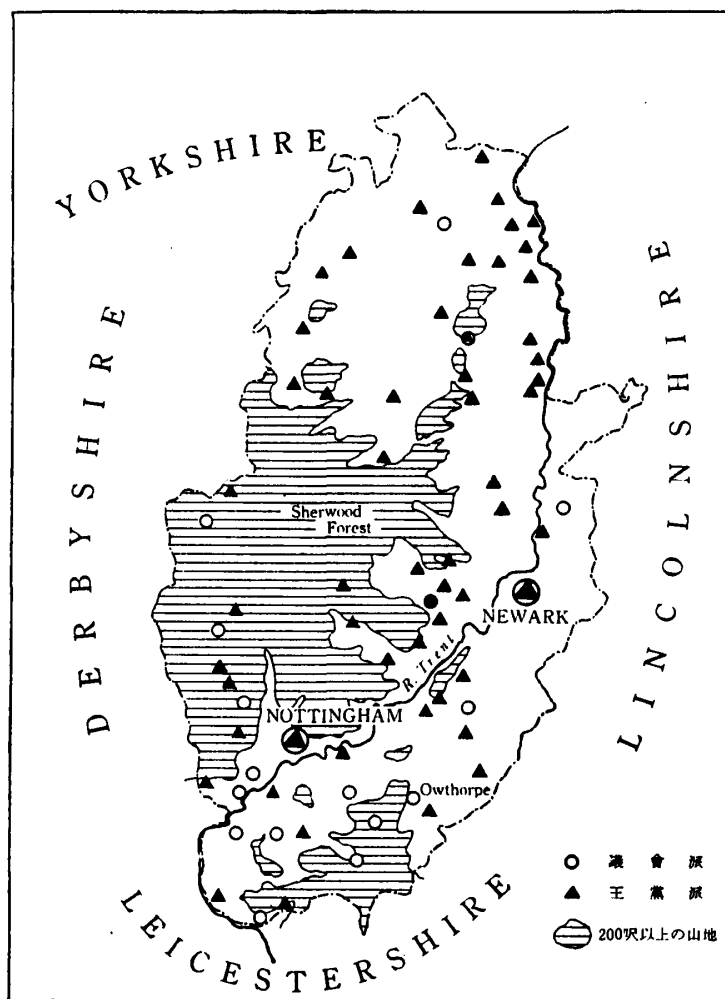
さて、ここで以上二つの圖表を對比しながら差當つてわれわれに注目される二、三の論點を指摘しておきたい。まず左圖を見ることによつてわれわれの知りうる點は、そもそも革命の波が該地方においてもいかに深かつたかということであ

第一表

氏 名	出 身 地
*Sir Hardolph Wasteneys...	Upton
*Sir Francis Molyneux	Teversal
+Sir Francis Thornhage ...	Gotham
Francis Thornhage	"
+Sir Thomas Hutchinson ...	Owthorpe
John Hutchinson	"
George Hutchinson	"
Francis Pierrepont	Nottingham
Gilbert Millington	Felley
*Henry Sacheverell	Barton
Joseph Widmerpool	Widmerpool
*Henry Ireton.....	Attenborough
Gervase Pigott	Thrumpton
Charles White	Newthorpe
Gervase Lomax	?
*William Palmer	Southwell
*William Whiteman.....	Stoke
Huntingdon Plumtre	Nottingham
James Chadwick	"
John James	"
William Drury.....	"
William Nixe	"
Thomas Salusbury	"
Nottingham 市長.....	"
Edward Ayscough	Nuthall
John Mason	Nottingham
Nicholas Charleton	Chilwell
Clement Spelman.....	Nottingham
Richard Pendock	Tollerton

り、一應中央部のシャーウッドSherwoodの森林地帯を除いて、ほぼ全地方がわれわれのいずれかのマークを以て蔽れているということ、しかも著しい現象は南北に流れるトレント河を距てて、議會派、王黨派がほぼ東南・北西の地帶的差異を明確にしているという事實である。さらに

第一表に歸つて革命委員會を中心とするいわゆるアクティヴの地帶的特性を些細に抑えるならば、かれらの出身地がほとんどノッティンガム市を中心とする比較的狹隘な地域内——しかも市廣場を中心に約八哩以内——に落ちるという注目すべき現象である。われわれはまず革命の主力が地帶的にはこのノッティンガム周邊というかなりな限定性をもつたものであつたことを認めざるをえないのである。とともに、一歩進んで、さらにかれらの出自を調べるとなると、まず驚かされることは革命委員相互の緊密な姻族的紐帶であり、なるほど憲政史家が長期議會下院議員の分裂の契機として立證しえた結論は、これが地方の革命黨派結成の上にもある程度妥當性をもつことを確認せしめずにはおかないのである。因みに、著名なアイアトンとハッチンソンは従兄弟、ソーンヘージとピゴットは義兄弟、ペンドックとチャールトン、チャールトンとニックスはまた緊密な姻戚關係にあつた。⁽¹³⁾ ハッチンソンとソーンヘージが青春とともにリンカーンの學院に送つたことはルーシーのいうごとく「のちの戦友 fellow soldier」としての行動に資したであろうと思われるし、醫師ブランターはハッチンソン家の舊知、そしてまたジェイムズ、ドラリー、ニックスがそれぞれ市參事會員としてノッティンガム市政を



内亂下のノッティンガムシア

通じて相知る間柄であつたことは容易に想像されるのである。父子兄弟の關係についてはいうまでもない。革命委員會を中心とする地方議會派の先鋒はまずこのような地帶的姻族的紐帶を経としつつ、いわばコンパクトな封鎖的結合であつたことはもはや争う餘地がないのである。が、果してそれだけであろうか。いな、われわれの見逃してはならない點は、むしろこのような革命委員會の封鎖的性格に加うるに、社會層の上ではかれらがいずれも地方においては小ジェントリーないしそれ以下の階層を代表

していたという紛れもない事實である。以下ここでもルーシーの『回想録』によりながら、念のためさらにかれらの出身層を検討しておきたい。まず委員の一人「キャプテン」チャーチルズ・ホワイトについては、彼女によれば「素性いやしく財産も少なかつたが mean birth and low fortune、近隣の下積みのジェントリーと交渉をもつていた」といわれ、所業治らなかつたプランターは一介の町醫者、ジェームズ・チャドウィクについては「かれのごとき低い教育をもつた貧しい男、one of his mean education and property がつのような地位にあつたのが不思議なくらいである」と。ウィドマーブルは「出はよかつたが、家運が傾き reduced to a small fortune (中略) 地方では中流の状態に陥り」④ ロマックスは「ジェン

トリーの中にさえ数えられなかつた」のである。會計官ソールズベリーの汚職は彼の貧しさに歸せられている。ピゴット、ソーンヘージ、エイスクー、ペンドック、チャールトン、そして州代議士ミリングトンでさえ、精々資産約一〇〇磅ないし二〇〇磅の小ジェントリーの出であつたことはほぼ確かである。辛うじてハッチンソン家のみは父トーマスの代において四九〇磅を數えたが、これさえ革命家の二人の兄弟には遺贈されうる可能性はなかつた^⑩と考えられる。としてみれば、死亡しないし非活動性のゆえに早く前掲委員會のリストから脱落したもの(リスト中+*印)を除けば、およそ地方における革命の主力が、どのような階層によつて擔われたが分るであろう。これを例え、この地方でも王黨派に走つたニューカースル伯、キングストン伯、チェスターフィールド、チャワース、バイロン以下の大土地所有者、また同じ國會議員にしても王黨派サットン、クリフトンらの富裕層と比較せよ^⑪。たしかにルーシーの目撃した通り「貴族、ジェントリー、その郎黨 dependents は一般に王についた」^⑫のである。かくて議會派において、この「郎黨」の空白をみたしたものこそ、さきにわれわれが注目した自由保有農であり、ルーシーのいうごとく、「貴族やジェントリーに隷従することなかつた他の一般民衆」^⑬であつたといえないであろうか。われわれは以上を結論して次のごとくいいうるであろう。つまり地方における革命は何よりも下級ジェントリーを核心として、これに自由保有農を加え、さらに流動つねない市民、農民を編成しつつ遂行された闘争であつた、と。黨派形成における姻族的關係を考慮しつつも、なおかつ社會階層の差異はその分裂にヨリ大きな役割を果したのである。いな、姻族的紐帶でさえも階層的分裂を彌縫するものでなかつたということは、それぞれ相敵對する二大州市を代表した従兄弟ハッチンソンとバイロンの運命が皮肉にも語つて餘りあるというべきである。

三 土地問題との關連

以上の敘述は、政治史的には英國革命の主力が、少くとも地方にあつては、小ジェントリー lesser gentry を中核として、恐らくは廣汎な自由保有農の階層に擔われたであろうことを明らかにした。本節においては以上の成果を從來の革命史研究の動向に比較することによつて若干の問題點を指摘しつつ解決の道を暗示したいと思う。

ところで、これまでの英國革命史研究の支配的見解からいえば、われわれがすでに學說史的展望においても回顧したごとく、この革命の主力を形成した社會層、つまり議會派は、彼我の學界を問わず、一義的に「進歩的ジェントリー」あるいは「ヨーマンリー」に代表される地方の中産層として把握され、しかもこれも周知のごとく、かれらが一様にトニーのいわゆる「興隆」rise への姿態を整えたものとして理解せられてきたことは改めて指摘するまでもない。すなわち、ここにおいては、社會階層の差異が社會範疇の差異でもあり、それが同時に政治的黨派の差異に歸着するという一種の整合が、首尾一貫して表出されているのをみかけるのである。たとえば、ヒルが革命前夜の土地問題によせて、「中産階級は榮え、大封建貴族は（中略）それに應じて貧困化した^⑤」というとき、また前者を積極的に「進歩的」、後者を「封建的」と規定するとき、論者の念頭にあるものはこのような一般的圖式であつたと考えられる。英國革命はほかでもない、このような社會學的二範疇の對決の過程であり、「進歩的」階層の自己貫徹の過程である、と。しかし、このような見解については、もちろんそれが通說的範式としては許されても、こういえば歴史としての問題はそこには餘り残されないこととなるのは必定であるかに思われる。とくに誰の眼にも明らかなフランス革命との差異は——ヒル自身が正當にも認めていたような土地問題の處理における英國革命の不徹底性、いわばその獨自性は、古典的な革命の定式を繰り返すところからは容易に導きだせるものではないのである。歴史學の課題は歴史の第一動因や一般的法則の反復にあるのではなくして、むしろその内容を豊かにする點にこそなければならぬ。が、いましばらくわれわれは以上の通說的圖式を、不完全ながらわれわれがさきに實證しえたと考える以上の成果と比較することから出發したい。

まず議會派の主力が一般に中産層に擔われていたという在來の革命史の定式については、われわれの以上の實證も、ある程度これを確認することができた。この點、王黨派・議會派の黨派形成に演じた家系的、族的結合の比重のみを強調し、その階層的類同性を推論する最近の憲政史家の見解に對しては、その一斑の妥當性を認めつつもわれわれの見解の根本的に相分れる點であるといえよう。革命は議會人にのみ關わるものでなかつたという自明の理がまず想起さるべきであらう。姻族的關係は社會階層の屬性ではあつてもその逆ではありえないというのがわれわれの見解である。革命は何よりも小ジエントリー、自由保有農を中核としたいいわゆる「中産層」middle sort of menに擔われたということは、當時の史料もひとしく語るところであつた。ところでまた一方、かれら議會派を以て直ちにヒルの考えるごとく「進歩的」あるいは「資本主義的」というるかいは、逆に王黨派すなわち「封建的」となすことと同様、なお實證と検討を要する點であると思われる。別言すれば、社會階層の差異が同時に社會範疇の差異をも意味するかということである。しかし、これについては、問題をしばらく後述に譲るとして、ここでは差當り、われわれの實證的成果の通說の見解と明らかに異りえた點を指摘しておきたい。

というのはほかでもない、一般に議會派に代表される社會層が從來とかく興隆階層として把えられてきたに反して、以上の史料は逆に、そのほとんどすべてが地方議會派の貧窮層ないし没落層の出自を語っているということ、これである。興隆ないし貧窮ということが、なお無規定的な相對概念たるを免れえないにしても、逆に當時しかく觀念されたということは重要であると思う。ここでノッティンガム革命委員會についてのルーシーの敘述を逐一想起せられたい。しかもこれは、あながちノッティンガムシアだけに限られた現象でもなかつたのである。例えば、隣州リンカーンシアにおいて、議會軍の總帥バラード Thomas Ballard が同じく「没落した家系のジェントルマン」^⑤ a gentleman who decayed in his family と呼ばれている事實は注目すべきであらうし、またこれも隣州ダービーに活躍したサー・ジョン・ゲル Sir John Gell につい

でもことは同然であつた。^⑩ たえず繰りかえされた革命委員會の内紛が、あるときはミリングトンのごとく「かれの貧しき家計を救うための戦利品」の配分に關つていたことは象徴的である。^⑪ われわれはまずこの點を念頭におきたいと思う。しかし、こういったわれわれにここで直ちに想起させられるのは、革命史研究に關するかのトレヴァー・ロウバーの最近の一解釋、つまり革命をもつて「貧窮ジェントリーの盲目的なプロテスト」la protestation aveugle de la gentry appauvrie とみた一見解である。^⑫ かれの「ジェントリー論」の續篇をなすものと考えられるこの見解については、われわれはかつて論じたこともあるし、ここでは省略するが、ただし問題は、なぜにかれらが貧窮化したかということになければならず、また問題をそう提出し直すのでない限り、革命を現象的な政治史に解消しえても、その社會史的意義は評價不可能に陥るというほかないことを指摘しておきたい。ともあれ、われわれは通説とは異なる結果となつたこの中産層貧窮化の意味内容を、社會史的連關に媒介し、革命を志向する近代資本主義成立史の上に定着せしめなければならぬ。かくてこそまたわれわれが先に問題として残した議會派ならびに王黨派の社會範疇上の性格規定にも答えることとなるのである。しかし、またそのためには是非とも確定しておかなければならない問題として當該社會におけるこれらの社會層の具體的な存在形態の問題がある。

さて、革命前夜において、とくにわれわれの關心する議會派に代表される社會層、具體的には小ジェントリーならびに自由保有農がどのような存在形態を示したか、とくにその經營内容の利害的諸關係はいかんと、という問題については、率直にいつて現在の研究水準と史料の諸制約からみて、われわれもまたラヴロフスキーとともに^⑬ 答えを將來に——莊園史研究の最後に、留保するというよりほかはない。とくに特定地方の特定個人ないし社會層について然りである。従つて以下の論述も全く假設的な域を出るものではないが、一方また婆心ながらここでも一言警告しておきたいことは、およそ些少の史料からいわずゆる中産層一般の存在形態を措定し、さらにその一般的政治志向を推論するといふいわれなき論理の飛躍

についてであり、また一地方の政治的動靜をば一般化し、しかもまたこれが容易に他地方の社會史料によつて補強説明されるという非歴史的態度についてである。一地方の政治過程は嚴に當該地方の諸關係によつてのみ經驗的に推理されなければならない。一般化はただ蓋然性としてのみその後には續くべきものである、という立場をわれわれはとりたいと思う。このことを念頭におきながら、革命前夜のノッティンガムシアに對するとき、まず結論的にこれを先取すれば、案外議會・王黨兩派の上に土地所有量の多寡は別として、その經營の内容においては範疇的にはさしたる差異がなかつたというのが事態の實相ではなかつたかということである。まず第一に、王黨、議會兩派の土地所有の混在したと思われるトレント河南部においても、ハッチンソンの幼時の記憶が信賴されるものとすれば、いわゆる「ミッドランド制」に象徴される開放耕地制度はなお一般的形式であつたと考えてよく、まずかかる生産様式に編みこまれたものとしての兩派の群像が表象されなければならない。第二に、圍込運動についても、かの一五一七年の調査が示すごとく、圍込地總面積四、四七〇エーカー、まだ僅かに全州面積の〇、八三パーセントに過ぎなかつたということは、他のミッドランド諸州と比べて、當該地方がことさらにその前進をみせているとは考えられず、さらにまた革命前夜の二六三一年においても、過去三年間にわたる圍込地面積のうち、トレント河に沿うビンガム Bingham、ラッシュクリフ Rushcliffe 地方においては、七四一エーカーが三二名により、サーガートン Thurgarton 地方では三九四エーカーが一三名により、北部バセットロー Bassetlaw では五三六エーカーが約二一名によつて圍込まれた、と報告されている^⑤ことは、なおいかにかの中世末以來の農民自身による小圍込地が優勢し、連續していたかを物語るものといえよう。ノッティンガム市當局が小圍込のむしろ農業改良に役立つ所以を強調しているのは、正にこのことを指すものと思われる^⑥。われわれがまず考慮におきたいと思うのは、このような比較的な過去との連續の一面でなければならぬ。ノッティンガムシア議會派を多く輩出したトレント河南部ノッティンガムシア北中部においても、家産目録 inventories を遺した中農層、

第二表

登記可耕地面積	1500—31	1550—72	1588
10 acres 以下.....	2	4	4
10 acres—20 acres...	3	9	7
20 " —30 " ...	5	6	10
30 " —40 " ...	2	6	2
40 " —50 " ...	3	—	1
50 acres 以上.....	—	1	—
農地數	15	26	24
平均	Acres 24	Acres $19\frac{1}{2}$	Acres $20\frac{3}{4}$
實際可耕地平均面積	36	30	$31\frac{1}{2}$

後の革命兩派の巨頭が相携えて圍込反對に立上つてゐるという事實である。また大圍込の主體にしても、ウィグアトン Wiverton 全村を圍込んだチャワース家は前述した著名な王黨派、ホルム Holme において三六名を立退かせたウィリアム・ピアポントは議會派であり、一應當面の段階において所有の近代化に資したものとされる圍込運動への態度をメルクマールとしても、ここで兩派の差異を立てることは至難である。われわれはまずこの點、兩派が編みこまれ得た過去の制度の存續と、近代化への尺度に照してもその經營内容の同質性をば、ほぼ前提して差支えないと考える。ハッチンソンが自己の保有農を「強制して」軍に驅り立てたという當時の記述も、多くの王黨派と同じく、そこには強制しうる社會的諸關係があつたことを語るものでなくて何であらう。逆にまた、自己の買入地を「大いに改良し」、「家人、保有農、雇傭労働者

とくに自由保有農の經營面積はたとえばホスキンスの研究になる上表にも示されているごとく、平均三〇—三五エーカーであり、ここでもむしろ注目すべきはかの中世「フリーフェ」制のかなりな程度における痕跡であるといえないであらうか。このことはさらにその南部、かの一六〇七年の農民蜂起の中心をなしたノーザンブトンシアについても妥當するものであることはレナードの研究にみられる。もちろん大圍込地、とくに牧羊經營への傾斜は、ノッティンガム周邊にもすでに動かしがたい趨勢として認めなければならない。これを示す稀有な史料として、とくにトーニーの掲げる前述一六三〇年の圍込調査報告は、すでに立退きの結果としての浮浪民の増加 (wch Causes Rogues & vagabonds to encrease) を報じているが、ここで興味あることは、この報告の末尾において上掲ソーンヘージ、ミリングトンらとともに、サットン、クーパー、コーク、ウッズらの署名がみられ、一〇年

hired workmen」を使用しえたかれの經營内容が、圍込立退農民を雇傭したわずか八マイルの彼方ウォラトン Wollaton の王黨派ウィロビー家のそれと果してどれだけ違いえたであろうか。ビンガムの大圍込地がハッチンソンの生地オウソープ Owthorpe に近く、しかも豊饒なベルヴァ Belvoir の谷が、ルーシーのいうごとく「多くの浮浪者を引きつけ」、しかもかれが貧民の「維持と給與」に任じたとすれば、ここにいる雇傭勞働力がその中から充用されたと想像することは行きすぎた見解であろうか。^⑤流動常なかつた兩派の變節と妥協とは、實は社會範疇としての異質性よりもいわばその等質性にこそ歸せられなければならないと思う。いな社會範疇ということ自體一種の抽象であり、その限り歴史具體的には相拮抗する範疇はそれぞれの黨派の中に含有され展開されつつ、その闘争を通じて全體として對立をふかめたというのが實相ではなかつたか。歴史に理論の直接的な顯現を讀むのは早計である。究極するところ、われわれは在地における兩派の抗爭が、だからこそまた——社會範疇の等質性を控除するとすれば——土地所有の集積をめぐるそれとして、貧富の抗爭として現象せざるをえなかつた點であると思う。ここで「犯罪者」delinquents の土地沒收が最後に兩派を分離させた一線であつたことを想起しておきたい。ハッチンソンのいやますクロムウェルに對する猜疑の念が女婿アイアトンに對する莊園贈與の取引にあつたことは象徴的であり、示談金として押えられたダービーシアの一莊園ウィンクフィールド莊 Winkfield Manor の領有をめぐつて委員會の内紛はさらに激化する。「自分のものを失えば大義が何になるのか」と昂言するプランターの背信は委員會の空氣と内紛を説明して餘りある。^⑥在野における土地抵當の思惑でさえ、革命委員を優先するという賢明さを一般も忘れはしなかつた。^⑦けだし、在地の小ジェントリー及び中産層にとつて革命こそはまずかれらの地位を救うものとして受けとられた。いな、かれらの地位の「貧窮」ないし「沒落」ということ自體當時の社會における資本の存在形態がなお土地集積の多寡として現象していたことの系論であるにすぎない。結局、革命の政治的分裂——王黨派と議會派は、大體において當時の社會におけるその存在形態を同じくした。ブルジョワ的關係は兩者の中に雁行しつつあり、また兩者ともその

限りでは封建的諸關係をも殘存した。ただここで注目すべきは、圍込運動に典型的にみられるごとく、ここにいうブルジョワ的關係が、歴史具體的には——範疇的區分と區別せられたい——封建的諸關係に對立するというよりも、むしろ後者を楨杆としつつ進行するという側面である。圍込運動とかのヨーマンリーの收奪過程、騰本保有農との關係を想え^⑧。そしてその限り農民的土地所有の確立ということとは、はじめからかれら議會派主導層の日程にも、また王黨派の日程にもなかつたのである。革命の目的はただ一つ——兩派に共通するものとしての土地集積に好適な條件の創出にあつた。革命はそこで止まり、またその限りでの對封建鬭爭の意味を擔つた。大權裁判所の廢止といわゆる「封建的」保有 *feudal tenure* の廢止にのみ限られた英國革命の成果はこれを説明する。かくて、この法令が「かつてこの國の農民層に對して行われたものともなげかわしい階級壓迫の法律の一つであつた」^⑨にしても、それはまたそれとして社會の近代化を進めたものであることは認めなければならない。

註

- (1) 英國革命のヒストリオグラフィーについては、差當つては Chr. Hill, *The English Revolution 1640, 1649, Introduction*; do., *The English Civil War Interpreted by Marx and Engels, Science and Society, 1948, vol. xii, no. 1*; do., *L'oeuvre des historiens marxistes anglais sur l'histoire britannique du XIV^e et XVII^e siècles, La Pensée, no. 28, 1950* など邦文文献としては、水田洋「インダランド革命にかんするおぎんの研究」歴史學研究 第一五六號參照。
- (2) G. R. Elton, *Fifty Years of Tudor Studies at London University, The Times Literary Supplement, January 6, 1956*. 本著の間の消息を轉せるものとして興味があるが、なぞ cf. Hill, *The English Civil War, Science and Society, 1948, pp. 130—156*.
- (3) 英國革命史學のうち、どの學派を正統説とするかについては、もちろん問題があろうが、われわれもまたトレヴァー・ロウバーの次のような言葉に従うのを適當と考へる。すなわち革命史の包蔵する主要な問題提起に關して、*«La réponse classique, à laquelle se sont ralliés quelques-uns des plus éminents historiens, et qui a été acceptée d'emblée comme orthodoxe, est celle du professeur R. H. Tawney. »* R. H. Trevor-Roper, *La révolution anglaise de Cromwell, une nouvelle interprétation, Annales, Juillet-Septembre, 1955, pp. 331—32*.
- (4) S. R. Gardiner, *History of England, 1603—1642, 10 vols., 1893*; do., *History of the Great Civil War, 1642—1649, 3 vols., 1886—91*; do., *History of the Commonwealth and Protectorate, 1649—1660, 3 vols., 1894—1901* などガーディナーの史學史的評價については、簡單に Cl. E. M. Hunt,

Samuel Rawson Gardiner, *Some Modern Historians of Britain*, ed. II.

Ausubel, J. B. Brejner and E. M. Hunt, 1951. pp. 99-110; R. G. Usher, *Critical Study of the Historical Method of Samuel Rawson Gardiner*, 1915.

- (5) Hill, op. cit., p. 145. なおわが國英國革命史研究の動向については、若干のモノグラフは別として、多くはまたヒルの見解の學說紹介の域を脱しえなかつたというのは過言であらうか。しかし次の諸業績には敬意を表したい。星田輝夫「清教徒革命における議會派について」文化史學第四號、大野眞弓「ビナーリタン革命における二つの憲法」歴史學研究第一四八號、中岡三益「イギリス革命における軍隊ニュー・モデル・ムーヴィーについて」歴史學研究 第一五八號、新井嘉之作「イギリス革命における土地問題」西洋史學 第二五輯。

- (6) Hill, *Land in the English Revolution, Science and Society*, vol. xii, no. 1. 1948-49, p. 57. 同書を見ればこういふので、*The English Revolution*, 1949, pp. 24-26; Hill and Dell, *The Good Old Cause*, 1949, Introduction.

- (7) Cf. Hill, *The Agrarian Legislation of the Interregnum*. E. H. R., vol. 55, 1940, p. 222.

- (8) ヒルに採用されたハーニーの「十六世紀後について」を、*Cf. R. H. Tawney, The Rise of the Gentry*, Ec. H. R., vol. xi, 1941; do., *Harrington's Interpretation of his Age*, Raleigh Lecture on History, 1941 の論文を参照。なお、拙稿「英國地主制の一考察——十六世紀ジャンナーの問題」西洋史學 第二四輯 五頁。

- (9) M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, 1950, pp. 171-75.

- (10) Tawney, *A History of Capitalism*, Ec. H. R., p. 313.

- (11) J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, 1954; do., *Elizabeth*

英國革命における社會層 (越智)

I and her Parliaments, 1953.

- (12) D. Brunton and D. H. Pennington, *Members of the Long Parliament, 1649* の著作は、ニール學派の下といふよりは、むしろホイヤーの指示によつて生れたものであることを附言しておきたい。なおホイヤーについては *Cf. L. B. Namier, The Structure of Politics at the Accession of George III*, 1929; do., *England in the Age of American Revolution*, 1930.

- (13) M. F. Keeler, *The Long Parliament, 1640-1641, A Biographical Study of its Members*, 1954.

- (14) Brunton and Pennington, op. cit., pp. 176-78.

- (15) *ibid.*, p. xvi. 「著者の認めるところでは、この際もことも重要な單位となるものは二つ、家族と州とであつた。」「一般に州と家族こそ政治的黨派の編成される二つの單位であつた。」*ibid.*, p. 9.

- (16) Keeler, *ibid.*, p. 11. すべて Pt. I. *Portrait of a Parliament* を参照。なおハーニーの敘述については *Cf. Neale, The Elizabethan House of Commons*, chap. I. *The County*.

- (17) Brunton and Pennington, *ibid.*, p. xix.

- (18) すべてジョンのいわゆる「封建的」地主層に対する本書の理解は、これを中心として、中世領主層と采譜的に連続したものととして把握しなければならぬ。と主張する點は、さうして、この概念上の混乱を來さうとする。 *Cf. ibid.*, pp. 177-78.

- (19) この點については就中ソヴァエト史學界における最近の論争史を指摘しよう。すべて最近邦譯になつたものとして、*V. M. Lavrovsky, Nekotorye spomye voprosy anglijskoi burzhuznoi revolyutsii xvii veka, Vestnik Moskovskovo universiteta, Seriya opishchestvennykh nauk*, 1955,

No. 1, pp. 27-45; M. A. Darg, V. M. Lavrovsky, O social' noi prirode angliiskovo novovo dvoryanstva i yemanny pervoi poloviny xvii veka, Voprosy Istorii, 1955, No. 6, pp. 77-86 山岡亮一・木原正雄共編「封建社會の基本法則」(昭三二)二七四頁以下。

(20) 例えば、わが國においては、ピューリタン革命から名譽革命に至る政治過程が、あるいは中産的生産者層「ヨーマンリー」の「勝利」として把握されてきたかのようなのであるが(大塚久雄「資本主義の系譜」二三五頁)、やはりここでも問題となるのは一般に「ヨーマンリー」なるものの當時における語義内容、その具體的な存在形態ではないかと思う。しかしこの點については、前掲ラダロフスキーによつても正しく論ぜられている。私見によればヨーマンリーは「クロムウェルの主力」Hauptstärke Cromwells であつても、勝利者として立現われることは決してなかつた。むしろ革命は全體としてかれらの運命に否定的であつた點をこそ注意すべきであると思う。

(21) ハッジ・ヘンメント河の戰略的位置に注目せよ。それは王黨派的地帯の限界を畫するところだ。ロンドンへの主要な遷路を扼する。

(22) Lucy Hutchinson, Memoirs of Colonel Hutchinson. Everyman's ed., 1936, p. 92. 以下 Memoirs を省略。

(23) A petition presented to the parliament from the county of Nottingham complaining of grievances under the ecclesiastical government of archbishops, bishops &c., Cf. A. C. Wood, Nottinghamshire in the Civil War, 1937, p. 12.

(24) Memoirs, p. 80; Wood, p. 12. なお、この當時にわたるこの議會派の領袖 Henry Ireton, Francis Thornhage らの地方活動については、マッ

ト上掲個處参照。

(25) 因みに革命當初における議員は州代表以上の二名のほか Gilbert Millington, Wm. Stanhope [Nottingham]; Charles, Viscount Mansfield, Sir Gervase Clifton [East Retford] の四名を数え、この中 Sir Thomas Hutchinson, Gilbert Millington は議會派に、病弱年少の Viscount Mansfield を除いて他は王黨に走つた。

(26) この史料については Cf. Chr. Hill, The Good Old Cause. pp. 214-45. なお七月二十四日の同様な事件については Gardiner, History of England, 1603-1642, vol. x, pp. 214-15.

(27) Memoirs, pp. 81-84. なお當時の軍制については簡単に M. James, Social Problems and Policy during the Puritan Revolution, 1930, pp. 35-36. 民衆法令については Gardiner, Constitutional Documents of the Puritan Revolution, pp. 245-47, 248-49.

(28) Memoirs, p. 83-84. 革命への起動が地方に至るほど遅々たるものであつたといふことについては、ハッチンソンによつて「戦うべき判然たる理由を考ええず(中略)その判断に迷つた」(op. cit., p. 78)といわれ、バックスターもまた革命の前途については「ヘッジヒルの戦つた後でやえ」もう一戦でたかいは數日あるいは數週間を終るであらうと考えた」cf. R. Baxter, Reliquiae Baxterianae, Everyman's ed., 1931, p. 43. 一般大衆の去就については思い半ばに過ぎぬものがあつて。

(29) Memoirs, p. 80. なおバックスターの同様な表現については Baxter, ibid., p. 34. <On parliamentary side were... the greatest part of tradesmen and freeholders and the middle sort of men> トランメン・フリンメンはこのバックスターの言葉を以て一地方の描寫に過ぎないものとなすが

(Brunton and Pennigton, *ibid.*, p. 20)「自傳執筆當時の彼のかかなりな普遍的立場を考へるにあつて、ちつと過小解釋するの必要をなうと思つ」。

- 80 たまき子 Earl of Kingston の叙述を想ふ? Memoirs, p. 93. 長子 Lord Newark の子 Francis Pierrepont の兩派への分離はつのような事態と關係があるものと思われる。革命における一家分離の典型的な例を提供しようとするものとする。

- 81 Gardiner, *History of the Great Civil War*, vol. 1, 1894, p. 18.

- 82 王黨軍には Sir John Byron, Edward Golding, Wm. Staunton, John Bellasis, Gervase Holles, Wm. Holles を「ヘヤックス軍」にはすでにアイマーンの率いるノッティンガム騎兵隊をみかける。

- 83 なお委員會は機能に應じて複雑な構成をとるのであるが、メンバーの兼職という事實によつて、この當初の委員會を中核と考えて差支えない。地方委員會の革命的意義については Cf. Hill, *The Agrarian Legislation*, E. H. R., vol. 55, 1940, p. 226.

- 84 Wood, *ibid.*, pp. 124-26 及び Appendix III より作成。表中+印は死亡(ともに四三年八月)によつて、*印は地方革命委員としての非活動性によつて、直接委員會より脱落したものを指す。また Ireton は四三年夏以降の出郷によつてこれも當面の關係を絶つ。最下の五名はその補充として四四一五年の交に任命せられた。Clement Spelman の出身地はノーフォーク州 Northorogh であるが、ノッティンガムの deputy-recorder であるところから一應表のつととしておいた。なお次の圖については Ordnance Survey Atlas of England and Wales, 1922 により作成した。
- 85 Memoirs, p. 78; Wood, *ibid.*, 128-29. Richard Pendock の息子 Nicholas Charleton の娘と結婚 Nicholas の息子 William Nix の娘

英國革命における社會層(越智)

と結婚してゐる。

- 86 Memoirs, p. 30. フランスターに引いて *ibid.*, pp. 42, 105, 126, 143, 188.
- 87 *ibid.*, p. 103. なる *ibid.*, pp. 104, 166, 170, 185, 191, 212-3.
- 88 *ibid.*, p. 107. "He was very *power*, although he got abundance of money by a thousand cheats and other base ways..."
- 89 *ibid.*, p. 109. 次々 Lomax なる Salusbury に引いて *ibid.*, pp. 109-10. を参照。
- 90 一六四一年度國費補助税 subsidy の査定は Thomas Hutchinson を筆頭に以下 Sir Francis Thornhage, Millington, Ayscough, Pigott, Pendock, Charleton, Widmerpool とそれぞれ £20, £10, £5, £5, £4, £3, £3, £2 の割合である。Wood, *op. cit.*, p. 130. なる Millington の資産評價に引いて Cf. Keeler, *ibid.*, p. 275.
- 91 トーマス・ハッチンソンの資産に引いては Keeler, *ibid.*, p. 227. 四三年トーマスの死後、遺産相續において、王黨派の繼母 Katherin Stanhope との間にありうべかりし係争については、ルーシーの婉曲な敘述をみよ。Memoirs, pp. 132-36. なおジョン・ジョージの母マーガレットはバイロン家の出である。
- 92 因みにニューカースル伯の資産評價は三一、二〇〇磅、地代収入年五、〇〇〇磅、またサットンが資産一、七〇〇磅、クリフトンが三、〇〇〇磅であつたことと對照せよ。バイロン家もまた修道院解散の餘惠を受けた。Victoria History of the Counties of England (以下 V. C. H. と略) Nottinghamshire, vol. 2, ed. W. Page, p. 281.
- 93 Memoirs, p. 90.

- 37) *ibid.*, p. 80.
- 38) Hill, *The English Revolution*, p. 21
- 39) *Memoirs*, p. 114. 因みに以上の敘述においては、とくに階層なる概念を、社會範疇を同時に意味する階級なる概念と區別して用いた。
- 40) *ibid.*, pp. 101-103.
- 41) *ibid.*, p. 195.
- 42) Trevor-Roper, *La révolution anglaise de Cromwell*, *Annales*, juillet-Septembre, 1955. p. 335; do., *The Gentry 1540-1640*, 1950, *passim*. なお前掲拙稿参照。
- 43) 山岡・木原編 上掲譯書 二八六頁以下。
- 44) *Memoirs*, p. 37. 以下には彼の生地 Owrthorpe からの Nottingham への道程について、なお開放耕地の存在を暗示する記事がある。
- 45) E. F. Gay, *The Midland Revolt and the Inquisitions of Depopulation of 1607*, *Trans. of Ryl. Hist. Soc.*, N. S., vol. xviii, p. 232. 因みにオリックシアは國込地面積九、六九四エイカー（一、六八〇）ノ、レスターシムは五、七八〇エイカー（一、〇九〇）ノ、ノーザンブトンシアは一四、〇八一（二、二二〇）ノ、オックスフォードシアは一、一八三エイカー（二、四七〇）である。
- 46) S. P. Don. Chas. I, dxxxiii, 29; dxxxi, 82, V. C. H., Notts. vol. 2, p. 282. 47) Wood, *ibid.*, p. 3, n. 1.
- 48) Cal. S. P. Don. 1625-49, p. 411, *ibid.*, p. 282.
- 49) W. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, 1950, p. 137.
- 50) R. Lennard, *Rural Northamptonshire under the Commonwealth*, Oxford Studies in Social and Legal History, ed. P. Vinogradoff, pp. 39 seq.
- 51) S. P. Don. Chas. I. clxxxv, 86. Cf. R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1921, p. 418, Appendix I, (VI) なる *Trans. of Ryl. Hist. Soc.*, N. S., vol. xix 中、そのノオナーズによる同一史料の引用がみられ、これがノーフォークに比定されているが、これは明らかな誤りである。試みに署名者はのちの議會派 Fran. Thomhage, G. Millington 王黨派 R. Sutton, M. Palmer, W. Cooper, Wm. Coke, J. Woods 及び不明の Gervase Fevery, Wm. Mosely である。
- 52) V. C. H. Notts., vol. 2, p. 281. Sir George Chaworth なる王黨派にして立退を命じた農民数は二六名、その他 Langford では王黨派 Francis Leake による大圍込がある。 *ibid.*, p. 282. なおノース・ウェスターンのピーカム家も王黨派であつたと考えられる。
- 53) *Trans. of Thoroton Soc.*, 1914, p. 46. Wood, *op. cit.*, p. 135.
- 54) *Memoirs*, pp. 278, 289, 293. ハサートンに於ける立退農民の收容について V. C. H., Notts., vol. 2, p. 281.
- 55) 上の邊りの敘述について cf. *Memoirs*, pp. 126, 168-69, 135-37, 258. なお Dr. Plumpton のことばについてハイルもあげている。
- 56) Hill, *Land in the Eng. Rev., Science and Society*, vol. xii, no. 1, p. 35. 革命下、ノッティンガムシア州境に近いリンカーンシムの一莊園 Skellingthorpe の状態について F. W. Brooks, *The Vicissitudes of a Lincolnshire Manor during the Civil War and the Commonwealth*, E. II. R., vol. lviii, 1943 に興味ある記述がみられる。
- 57) 拙稿「國込運動をめぐる英國農民事情——十六世紀ヨーロッパの問題」史料 第三五卷 第三號。昭二七。
- 58) 山岡・木原編 上掲譯書 二九六頁。
- 59) なお本稿は第七回日本西洋史學大會における報告の再考として、また稿稿末尾の是正として、改められたものである。